

熊本県廃棄物処理計画（第4期：平成28～32年度）の概要

平成28年3月

熊本県循環社会推進課

第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、国が定める基本方針に即して定める計画。
- 「循環型社会」の形成を目指し、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画。
- 計画期間：平成28～32年度（5か年）

第2章 一般廃棄物の現状と課題

【現状】

- 排出量は、平成20年度の602千トンから平成25年度の565千トンに減少。
- 再生利用率は、平成20年度の16.4%から平成25年度の19.7%に上昇。
- 最終処分量は、平成20年度の71千トンから平成25年度の57千トンに減少。

【課題】

- 平成25年度の県民1人1日当たりのごみ排出量は、全国で3番目に少ない状況であるが、さらなる削減に取り組む必要がある。
- 生活系ごみについては、さらなる分別収集の取組みを進めるなど、市町村が主体となって、より一層の排出抑制や再生利用を図る必要がある。
- 事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な分別の推進など、県及び市町村が事業者に対し、より一層の適正処理及び再生利用に努めるよう働きかける必要がある。

第3章 産業廃棄物の現状と課題

【現状】

- 排出量は、平成20年度の7,140千トンから平成25年度の7,114千トンに減少。
- 再生利用率は、平成20年度の52%から平成25年度の52%と横ばい。
- 最終処分量は、平成20年度まで大幅な減少傾向で推移し、その後は、平成20年度の175千トンから平成25年度の178千トンに微増。
- 年間200件を超える不法投棄事案が発生。

【課題】

- 再生利用を促進するために、リサイクル製品等の利用拡大を図る必要がある。
- 引き続き不法投棄等不適正処理の未然防止を図る必要がある。

第4章 廃棄物の将来推計（平成32年度）

これまでの動向が将来もこのまま続くと仮定した場合、

【一般廃棄物】

- 総排出量：534千トン（減少）
- 再生利用率：20.7%（上昇）
- 最終処分量：54千トン（減少）

【産業廃棄物】

- 総排出量：7,083千トン（減少）
- 再生利用率：52%（横ばい）
- 最終処分量：177千トン（微減）

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

【平成32年度に向けた目標】※()内は平成25年度実績比

	一般廃棄物		産業廃棄物			
	動物のふん尿・ぱいじんを含む		動物のふん尿・ぱいじんを除く			
	現状(H25)	目標(H32)	現状(H25)	目標(H32)	現状(H25)	目標(H32)
総排出量	565千トン	497千トン(12%減)	7,114千トン	7,083千トン(0.4%減)	3,807千トン	3,792千トン(0.4%減)
再生利用率	19.7%	27%(7.3ポイント増)	52%	56%(4ポイント増)	48%	55%(7ポイント増)
最終処分量	57千トン	49千トン(14%減)	178千トン	167千トン(6%減)	109千トン	98千トン(10%減)

【取組みの方向性】

- 廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進（食品廃棄物減量化の推進、リサイクル製品の認証及び利用促進等）

★ 第6章 水銀フリー社会の実現に向けた取組み

- 水銀含有廃棄物等を適正に処理するため、現状と課題を整理するとともに、県民、事業者、市町村及び県の役割や取組みの方向性を記載。

★ 第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

- 布田川・日奈久断層帯が引き起こす地震など今後起こりうる災害を想定し、災害時における廃棄物の発生量の推計、その処理手順を記載。
 - 〔災害廃棄物推計量　布田川・日奈久断層帯起因の地震の場合　約550万トン
(参考) 平成24年熊本広域大水害の廃棄物発生量　約5万トン〕
- 災害廃棄物の処理について、県、市町村、関係団体等の役割や処理手順・方法を記載。

★ : この計画から新たに記載する項目

熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要

平成28年7月

熊本県循環社会推進課

第1章 被災の状況

住家被害

(平成28年6月1日時点)

全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	一部損壊(棟)	合計(棟)
6,905	19,877	91,946	118,728

第2章 基本方針

- 処理主体:市町村(ただし、被災市町村による処理が困難な場合は、事務の委託により県が処理する。)
- 処理期間:発災後、2年以内の処理終了を目指とする(ただし、損壊家屋の解体の進捗等を踏まえ適宜見直し)。
- 処理方法:可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立て処分量を削減する。また、原則的に市町村等の施設で処理するが、困難な場合は、県内の産業廃棄物処理施設(民間)を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用する。

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生推計量は、合計195万トン(平成28年6月1日現在)

地域	市町村	推計量(千トン)
熊本	熊本市	812
宇城	宇土市	41
	宇城市	86
	美里町	2
	荒尾市	1未満
玉名	玉名市	2
	玉東町	2
	和水町	1未満
	南関町	1未満
	長洲町	1未満
鹿本・菊池	山鹿市	1未満
	菊池市	48
	合志市	19
	大津町	76
	菊陽町	20
	合計	1,950

:県が事務委託を受ける7市町村

地域	市町村	推計量(千トン)
阿蘇	阿蘇市	37
	南小国町	1未満
	小国町	1未満
	産山村	2
	高森町	1未満
	南阿蘇村	52
上益城	西原村	109
	御船町	96
	嘉島町	78
	益城町	422
	甲佐町	35
八代	山都町	5
	八代市	5
	氷川町	8
球磨	あさぎり町	1未満
天草	天草市	1未満
	上天草市	1未満
合計		1,950

第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

○役割分担

市町村の役割	県の役割	国の役割
・被害状況の収集	・市町村の被害状況の集約	・市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援
・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定	・県災害廃棄物処理実行計画の策定	・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供など
・災害廃棄物処理体制の整備	・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援	
・仮置場の確保	・事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理	
・損壊家屋の解体・撤去	・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理	
・災害廃棄物の処理及び業務管理	など	

○処理方法等:

可能な限り災害廃棄物の再生利用及び減量化に努め、再生利用率70%以上を目指します。

第3節 県内処理と広域処理

○2年以内の処理終了を目指し、廃棄物の種類によって県内での処理能力が不足する場合は県外処理も行う。

県内処理	県内処理・県外処理
・コンクリートがら:破碎し、建設土木資材として再生利用する	・木くず:県内で破碎するが、木質チップの使用先・焼却先は県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理(焼却等)も行う
・金属くず:鉄鋼材料等として再生利用する	・瓦類:県内で処理するとともに、リサイクルの観点から、県外にてセメント材料としても利用する
・その他:家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は、家電リサイクル法に沿って再生利用する	・混合廃棄物:二次仮置場等で選別処理し、選別後の廃プラスチック等は、県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理(焼却等)も行う

第4節 事務の委託

○趣旨:市町村処理が困難な事務については、地方自治法に基づく事務委託を受けて県が処理する。

○受託対象市町村(平成28年7月20日現在)

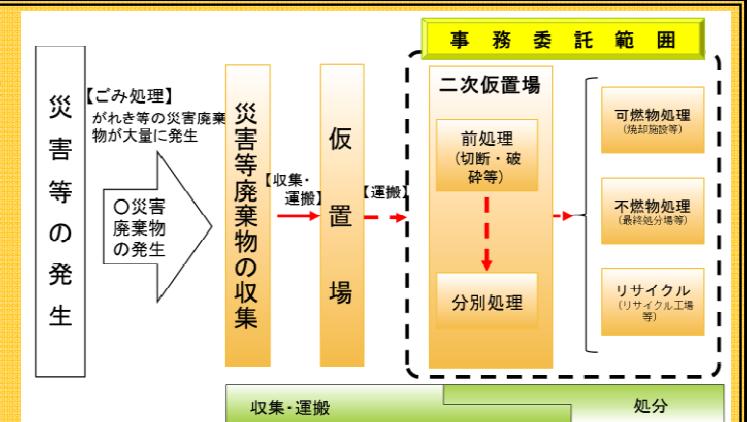
宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

○事務委託の範囲

二次仮置場以降の処理・処分

木くず、コンクリートがら、廃瓦、可燃・不燃混合廃棄物を処理

混合廃棄物の処理等のため選別施設及び破碎施設を導入



第5節 処理スケジュール

	平成28年												平成29年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
熊本県災害廃棄物処理実行計画			策定										進捗管理を実施			
災害廃棄物の撤去													被災現場からの撤去			
家屋等解体(公費解体)													損壊家屋等解体			
一次仮置場													既存の処理施設、リサイクル施設及び二次仮置場等へ順次搬出			
二次仮置場														撤去・原形復旧		

第6節 進捗管理及び見直し

○県では、全被災市町村について、定期的に搬入量、仮置量、搬出量等を把握していく。また、処理方法等についても、さらに迅速かつ円滑に行えるよう適時に見直す。

○このような進捗管理を行う中で、本計画について、適宜必要な改定を行う。